

# 「共謀罪」法案 参考人質疑での陳述要旨 参院法務委

しんぶん赤旗 2017年6月2日(金)

参院法務委員会で1日に行われた「共謀罪」法案についての参考人質疑での松宮孝明立命館大教授と新倉（にいくら）修青山学院大名誉教授の陳述要旨を紹介します。

## 市民の自由と安全を危険にさらす戦後最悪の治安立法 立命館大教授 松宮 孝明 参考人

今回の「テロ等準備罪」＝「共謀罪」法案は、その立法理由とされる国際組織犯罪防止(TOC)条約の批准には不必要です。それにもかかわらず成立を強行すれば、何らの組織にも属していない一般市民も含め、広く市民の内心が捜査と処罰の対象となり、市民生活の自由と安全が危機にさらされる戦後最悪の治安立法となるだけでなく、実務にも混乱をもたらします。



まず「組織的犯罪集団」の定義ですが、「テロリズム集団」と「その他の組織的犯罪集団」とあるように、単なる例示であって限定機能はありません。TOC条約で組織的な犯罪集団の定義とは、「3人以上の者から成る組織された集団であって、一定の期間存在」するものであればよいので、3人で組織されたリーダーの存在する万引きグループでも当てはまります。他方で法案には、TOC条約にある「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」という目的要件が欠落しています。

本法案では対象犯罪の選択も恣（し）意（い）的です。保安林での無断キノコ狩りは含まれて、特別公務員職権乱用罪やさまざまな商業賄賂の罪が除かれる理由はありません。この点で今回の法案が、マフィアなどの経済的組織犯罪を対象としたTOC条約を“文字通り墨守する”必要はないとの立場をとっていることは明らかです。

遂行を2人以上で計画した主体は、団体や組織ではなく自然人です。また法案の文言では、計画した人物が組織に属する者であることを要しません。組織的犯罪の計画をつくり組織に提案する人も対象となるからです。

「実行準備行為」は、「資金又は物品の手配、関係場所の下見」などの単なる例示であり、限定機能を有しません。外見的には中立的な行為でもよいことになります。この場合、共謀罪の成否は、どういうつもりで食事をしたかという内心に左右されるため、実質的な内心処罰になります。しかも捜査機関が「準備行為」とみなすものは無限にあるため、誰が検挙・処罰されるかは、法律でなくその運用者によって決まることになります。これは、近代法の求める法の支配ではなく、運用者による人の支配です。

凶器準備集合罪（2人以上の者が他人に害を加える目的で凶器を準備して集合し、また準備のあることを知って集合した場合に成立する罪）を例にとると、法務大臣と刑事局長は当時、暴力団等にしか適用しないという答弁をしていました。しかし、答弁や付帯決議は裁判所を拘束せず、暴力団以外の学生団体にも適用されました。法律に（制約を）明記しなければ乱用の危険があります。

現行通信傍受法により、共謀はすぐさま盗聴の対象となる可能性があります。しかし、日本語しかできない警察組織が用いる共謀罪は、日本語を話す人々のプライバシーを侵害しても、見知らぬ外国語で意思疎通する国際的組織は相手にできません。こんなもので「テロ対策」などと言ったら諸外国に笑われると思います。

なお、条約と国内法整備との関係については、日本政府は国内法制を整備せずに条約を

締結するというのを過去、多々やってきました。本当に何が必要かは、実際にT O C条約を締結し、運用してみて具体的に検討するべきです。

## 国連活動の一環である特別報告者切り捨てるのはいかがなものか 青山学院大名誉教授 新倉 修 参考人

政府は、「共謀罪」法案がT O C条約の批准のために必要だと主張しています。しかし、その必要はないというのが結論です。

国際法上は、条約を批准するということは、それぞれの国の憲法および法手続きにしたがって条約を承認するということです。国際機関がどうこうするという事は基本的にないのです。国内法を整備しないと批准できないということは、国際法上の要請というよりも、日本政府の政策または都合だと思います。法案に反対することで、T O Cの批准が遅れている、そのことで日本が国際社会で非常に肩身の狭い思いをするというようなキャンペーンがはられているのは非常におかしいと思います。国際社会からのT O C条約に入りなさいという要請があるのですから、日本は条約を批准し、加入手続きをとればいいのです。その後、対策としてなにが必要か十分に時間をとってできると思います。

5月18日のジョセフ・ケナタッチ国連特別報告者が安倍首相に送った書簡に対して、菅義偉官房長官は敏感に反応しました。ケナタッチ氏は「個人の資格で言っている」と言いました。国連特別報告者がどういう立場なのかを十分理解していないという点に懸念があります。もちろん特別報告者は個人であり、政府ではないのです。しかし、特別報告者は、有識者という資格で国連の人権理事会で任命されますから、単なる個人ではありません。言うことや仕事は、私的な見解ではありません。国連活動の一環として専門家の立場から寄与しています。それを「個人の資格でいうのはけしからん」と切り捨てるのはいかがなものかなと思います。

基本的には、国連のやりかたは、それぞれの国の違いを認めつつ、対話によって良い方向をめざそうということです。特別報告者もそういう趣旨の中の制度です。法案は、人権侵害について、まだ重大な疑義がのこっています。はっきりいえば欠陥法で、憲法に違反する法律です。憲法に違反する法律をつくっても違憲無効です。

とにかくT O C条約、オリンピック、テロ対策という掛け声だけで、いままでの刑法の原則をひっくりかえすような新しい「共謀罪刑法」をつくらうとしているのは、どう考えても不可解です。



## 「共謀罪」国連の懸念 回答速やかに

## 「審議の大前提だ」 仁比議員が追及

しんぶん赤旗 2017年6月2日(金)

日本共産党の仁比聡平議員は、1日の参院法務委員会で、「共謀罪」法案に対して示されたジョセフ・ケナタッチ国連特別報告者の「人権を制約する」との懸念に速やかに回答し、その中身を示すよう強く求め、「それが国際的な懸念や国民の批判に応える審議の大前提だ」と厳しく指摘しました。

ケナタッチ氏は、懸念の一つに、捜査・公安活動を事前チェックする独立の第三者機関

がないことを挙げています。また、金田勝年法相は、環境保護団体であっても、「環境保護」を隠れみのに組織犯罪を企てた場合は共謀罪の適用対象になると答弁（5月29日）しており、一般人が広く処罰や捜査の対象になる危険がますます明瞭になっています。

仁比氏は、岐阜県警大垣署の市民監視事件を例に、犯罪予防や任意捜査の名でプライバシー権や内心の自由を侵す違法な調査活動が横行していると指摘しました。金田勝年法相と松本純国家公安委員長は「捜査は適正だ」などと居直り、プライバシーや内心に踏み込んで捜査することを認めました。

仁比氏は「そうした警察活動のあり方は、国際的な人権水準に照らして全く通用しない」と批判しました。

## 内閣参与が前川氏に要求

### “獣医学部の開設早く”

### 加計学園理事を兼任

しんぶん赤旗 2017年6月2日(金)

安倍晋三首相の友人が理事長の学校法人「加計（かけ）学園」（岡山市）の獣医学部新設をめぐる問題で1日、同学園の理事で内閣官房参与を兼ねていた木曾功氏が昨年8月下旬、文部科学省の前川喜平事務次官（当時）を訪問し、国家戦略特区で獣医学部を設置することを早く進めてほしいと求めていたことが本紙の取材などから分かりました。獣医学部設置をめぐるのは和泉洋人首相補佐官が前川氏に手続きを進めるよう要請したことが判明しており、首相周辺から複数の圧力が文科省にかかっていた形です。



### 首相周辺から複数圧力

木曾氏は文科省OB。前川氏と面会した当時は、内閣官房参与と、加計学園の理事を兼ねていました。同学園が運営する千葉科学大学（千葉県銚子市）の学長でもありました。

経過を知る文科省関係者は本紙の取材に、木曾氏は前川氏に「(愛媛県)今治市の国家戦略特区の獣医学部を早く認めて」と話したと証言。その際、「農水省の姿勢が変わるのをまたずに文科省が決断してほしい」「文科省は国家戦略特区諮問会議の決定に従えばよい」と要請したといいます。当時、農林水産省が獣医師に不足はないという姿勢を崩さなかったことから、文科省は獣医学部新設に慎重でした。

前川氏は一部報道をうけ1日に談話を公表。前川氏によると面会で木曾氏は、「国家戦略特区で獣医学部を設置する件について、早く進めてほしいのでよろしく」という趣旨の話をしました。前川氏は、「加計学園のことだと受け止めました」としています。

前川氏は木曾氏の話聞き置くにとどめ、面会内容を担当する専門教育課に伝えました。その後も、昨年9～10月にかけて2、3回電話で文科省の検討状況を問い合わせたとしています。

木曾氏は14年4月から16年9月末まで安倍首相に文化施策などについて助言する内閣官房参与でした。加計学園では14年1月に顧問に就任、16年4月から千葉科学大学の学長になりました。木曾氏は5月25日に、本紙の電話取材に「加計学園を通してほしい」と回答。同学園は5月29日に「獣医学部の設置申請をしているので、回答は控える」と答えました。